

| 電話診療での処方せん発行について

新型コロナウイルス感染対策として、電話診療により処方せんを発行しています。

当院にかかりつけの方で、慢性疾患治療薬など病院で診察しなくとも処方せんが発行できる方が対象です。

平日の14時～16時に電話予約をしてください。主治医の外来診察日に電話診療を受けていただき、「処方せん」は希望する薬局宛に送信します。

電話予約の際には、受付の者に下記の情報をお伝え下さい。

- 1 処方せんを取りに行く薬局名（支店名含む）
- 2 主治医の氏名及び電話診療を希望する日時、及び薬局に処方せんを取りに行く日
- 3 電話診療を受ける際の電話番号（携帯番号又は自宅電話番号）

なお、電話診療にかかる「外来診療料」及び「処方せん料」の請求書は郵送します。